

パチンコ営業者の株式公開に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年八月十七日

小見山幸治

参議院議長 山崎正昭殿

パチンコ営業者の株式公開に関する質問主意書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第二条第一項第七号に規定されるぱちんこ屋営業（以下「パチンコ営業」という。）を営む者（以下「パチンコ営業者」という。）の株式公開について、近年、香港証券取引所に上場するパチンコ営業者が相次いでいるが、日本国内の証券取引所への上場はいまだ実現していない。このことに関連し、一部には、関係当局の対応がパチンコ営業者の株式公開の足かせになっているとの指摘も多くなされているところである。

一 パチンコ営業者の株式公開は、当該営業者が証券取引所等が定める株式上場の厳格な基準を満たした健全な企業としての社会的評価を受けるだけではなく、パチンコ営業全体の業務の適正化を推進し、当該営業の健全化に資するところが極めて大きいと考えるが、政府の見解は如何か。

二 パチンコ営業者の株式を公開すべきかどうかは、証券取引所等が定める一定の基準に基づき、個々の営業者に対する審査だけによって判断されるべきものであり、パチンコ営業者の全てが株式の公開に不適格なものでは決していないと考えるが、政府の見解は如何か。

右質問する。

